

令和3年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、令和4年3月25日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出資料は、「令和3年度行政監査報告書」のとおり)

報告書の概要

1 監査のテーマ

県有施設の安全対策について

2 テーマの選定理由

近年、地震や豪雨等の災害が頻繁に発生しているが、公共施設において、災害の発生時に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大を防ぐためには、日頃からの安全対策が重要である。

このため、本県の県有施設（道路、港湾等は除く。）における安全対策及び災害発生時の被害の拡大を防ぐための対策について監査し、今後の適切な施設の安全管理に資することとした。

3 監査の対象機関

本庁及び出先機関の139所属が所管する309施設

(県有財産の行政財産及び公営企業施設のうち延べ床面積200㎡を超える施設)

4 監査の項目

- (1) 施設の安全点検について
- (2) 施設利用者等の安全対策について
- (3) 施設管理における課題の把握や対応方針について

5 監査の結果及び意見

監査の結果、改善を要する4施設について注意を行い、その他の施設についても、関係法令に基づく施設の安全点検や自然災害に対する避難計画の作成及び避難訓練の実施に努め、公の施設をはじめとした県の施設における利用者及び職員のより一層の安全・安心の確保について留意が求められるものであることから、意見を述べた。

【要 旨】

(1) 施設の安全点検について

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築物の点検については、16施設において、令和2年度又は直近3年間に点検が行われていなかった。このうち、4施設は点検の実施の予定が確認できなかった。

(注 意)

社会福社会館、社会福社会館別館、森林公園、県民の森の4施設の管理者は、同法を遵守し、速やかに点検を行うとともに改善の必要があった場合には改善措置を講じられたい。

(意 見)

建築物の点検が必要な施設の管理者は、建築物の劣化状況を把握し、施設の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、事故を未然に防ぐため、改善事項の緊急性を考慮し、対応に時間がかかる場合は必要な安全対策を行い、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

(意 見)

建築設備等の点検が必要な施設の管理者は、建築設備等の損傷や腐食、劣化の状況を早期に発見し、施設利用者等の安全を確保するため、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、安全対策の緊急性を考慮し、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

ウ 学校保健安全法第27条に基づく点検について

(意 見)

生徒が安心して学校生活を送るために日頃からの安全点検は重要であることから、各学校においては、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない学校は、必要に応じて安全対策を行うとともに、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

(2) 施設利用者等の安全対策について

ア 耐震診断及び耐震化の状況について

(意 見)

旧耐震基準で建築された棟の耐震診断や耐震化を実施していない施設を所管する所属においては、建築基準法に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行うとともに、今後の施設の機能やあり方を検討する中で、耐震診断や改修の必要性についても検討を行い、施設利用者等の安全確保に努められたい。

イ 地震及び津波に対する安全対策について

(意 見)

津波浸水想定区域に含まれる施設における避難訓練の実施は、津波防災地域づくりに関する法律では義務とはなっていないものの、災害が発生した際には想定外の事態も起こりうることから施設利用者や職員は冷静な判断と行動ができない状態になることも考えられるため、避難訓練を実施していない施設においても、避難計画を踏まえた避難訓練の実施を検討されたい。

また、施設の執務室や共用スペース等に設置してある備品等の転倒、落下防止対策について、施設利用者や執務中の職員の安全や避難経路の確保のため、日頃から備品等の点検を行い、転倒、落下防止対策を講ずるよう努められたい。

ウ 洪水浸水想定区域内における安全対策について

(意見)

市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

また、洪水浸水想定区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においても、水防法では義務とはなっていないものの、不測の事態に備え災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び避難訓練の実施を検討するなど、施設利用者等の安全対策に努められたい。

エ 土砂災害警戒区域内における安全対策について

(意見)

市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

また、土砂災害警戒区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においても、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では義務とはなっていないものの、不測の事態に備え災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び避難訓練の実施を検討するなど、施設利用者等の安全対策に努められたい。

オ 白山火山の安全対策について

(意見)

白山市の地域防災計画で避難促進施設として定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

(3) 施設管理における課題の把握や対応方針について

ア 施設管理業務を行う上での課題について

(意見)

各施設の管理者は、「石川県公共施設等総合管理計画」を踏まえ、建築基準法に基づく点検を適切に行い、損傷が軽微な段階で修繕を計画的に繰り返す予防保全型修繕を行うなど、維持保全に努められたい。

イ 安全管理に係る知識の習得及び啓発について

(意見)

これまでも特に取り組みをしていない所属は、総務部が開催する施設管理者を対象とした説明会に参加するなど、専門的知識の習得に努められたい。